

## 中央大学学会横浜白門会支部会則

### 第1条 (名称)

本会は中央大学学会横浜白門会支部と言う。

### 第2条 (目的)

本会は会員相互の親睦を図ると共に、母校の交流発展に寄与することを目的とする。

### 第3条 (構成)

本会は中央大学学会員にして横浜市内に在住する者及び在勤する者を持って構成する。ただし、役員会が了承した場合は、横浜市の外の神奈川県在住の者または在勤の者も加入することができる。

### 第4条 (事務所)

本会の事務所は横浜市内に置く。

### 第5条 (役員)

本会に次の役員をおく。

支部長 1名

副支部長 若干名

幹事 若干名 (内1名を幹事長、2から4名を副幹事長とする。)

会計 1名

会計監査 2名

### 第6条 (役員を選出)

役員を選出は総会でこれを行う。

### 第7条 (顧問及び常任顧問)

本会は役員会の議を経て顧問を置くことができる。

支部長は顧問の中より若干名を常任顧問として推薦し、役員会への出席及び会運営の支援を得ることができる。

### 第8条 (協議員及び評議員)

顧問は中央大学協議員および評議員の支部推薦を受けることができる。

### 第9条 (役員任期)

支部長は本会を代表し、本会を統括する。又、総会及び役員会を開催し、その議長となる。

副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。

幹事は重要事項を審議し、その執行にあたる。

幹事長は幹事を総括し、支部長の命を受け会務を処理する。

会計は本会の金銭出納並びに財産の維持管理を行う。

会計監査は本会の会計の状況を監査する。

第10条 (任期)

役員任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

第11条 (総会)

総会は本会の最高議決機関であり、総会で必要と認める事項を決議する。

議事は出席者の過半数をもって決する。

賛否同数の時は議長がこれを決する。

総会は年1回開催する。ただし、必要あるときは臨時に開催することができる。

第12条 (役員会)

役員会は必要に応じて開催する。

第13条 (会計)

本会の経費は寄付金、その他の収入をもって充てる。

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第14条 (付則)

会則改訂日時、省略。